

第三十九号議案

江戸川区自転車駐車場条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十六年二月十七日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区自転車駐車場条例の一部を改正する条例

江戸川区自転車駐車場条例（平成十一年十二月江戸川区条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「額」の下に「（十円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）」を加える。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第四条関係）

自動二輪車	原動機付自転車		自転車		種別		使用料
	当日使用	定期使用	当日使用	定期使用	当日使用	定期使用	
一日につき	三箇月につき	一箇月につき	一日につき	三箇月につき	一箇月につき	一日につき	学生
							一般
三〇〇円	八、二〇〇円	三、〇九〇円	二一〇円	二、七八〇円	一、〇三〇円	一、八五〇円	学生
							一般

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の江戸川区自転車駐車場条例別表第二の規定は、施行日以後に使用する者から適用し、同日前に使用する者及び同日前に既に使用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

(説明)

消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の改正に伴い、使用料の額を改める必要があるので、本案を提出いたします。